

京茶協 7 第号  
令和 7 年 6 月日

組合員各位

京都府茶協同組合  
理事長 森下康弘

## 海外商標「Uji Matcha Japan」資料収集のご協力について (御依頼)

平素は、組合運営にご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2025 年 5 月 12 日にトルコ共和国において、「Uji Matcha Japan」の名称を個人が商標登録されました。現在は公告の段階で、登録に対し異議を申し立てることができる状況にあります。「Uji Matcha Japan」の登録により「Uji Matcha」という名称が使用できない可能性が高く、組合員の海外展開に支障をきたす可能性があることから、組合として異議申立を行うことと致しました。

つきましては、異議申立を行うにあたりトルコ共和国への販売実績を提出する必要があるがございますので、新茶のお忙しい時期に大変恐縮ではございますが、下記をご確認いただき、資料のご提供にご協力賜ります様、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 記

- (1) 【販売数量】：商品名「Uji Matcha」としての販売数を年別にまとめた資料。
- (2) 【使用期間】：いつから「Uji Matcha」を使用しているか、把握できる資料。
- (3) 【販売地域】：「Uji Matcha」の流通先が広範囲に及んでいることが把握できる資料  
(例えば、トルコ共和国の店舗への受発注伝票の写し【納品書など】)。
- (4) 【宣伝広告活動】：商標が広く認識されるためには、なるべく広い範囲で、なるべく多く、宣伝、広告されていることが望ましいといえます。例えば、
  - ア. スーパーマーケット等で、「Uji Matcha」を用いて、試食販売等を行っている情報
  - イ. 「Uji Matcha」が用いられたポスター等を、駅、空港などに掲示している様子
  - ウ. トルコ共和国のイベント等に出展し、「Uji Matcha」を用いてPRしている情報  
(どれくらいの規模のイベントかわかる資料があればそれも提出してください。)
  - エ. テレビや新聞、雑誌等で紹介された様子 などが把握できる資料。

※伝票関係につきましては、販売先名・金額はすべて黒塗りし提出致します。

京都府茶協同組合 〒611-0021 宇治市宇治折居 2 5 番「商標資料係」  
TEL0774-23-7711・FAX0774-23-7732 担当：岡本 ([okamoto@kyocha.or.jp](mailto:okamoto@kyocha.or.jp))  
資料につきましては、郵送や FAX での送付も承っております。

以上